

次世代天然物化学技術研究組合 不正防止計画

1. 責任体系の明確化

区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	不正防止計画の具体的行動
1-1	時間の経過に伴う責任意識が低下する。	各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。	役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、責任体系を内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1) ルールの明確化・統一化

区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	不正防止計画の具体的行動
2-1	公的研究費の事務処理手続きに関するルールの理解不足。	購買等事務取扱規程及び事務手続きフローを配布し、競争的資金等の使用に関わる全職員に対して、周知徹底を図る。	購買等事務取扱規程及び事務手続きフローを必要に応じて見直し、使用ルールを周知することにより、適正運用の徹底を図る。

2) 職務権限の明確化

2-2	業務の実態と職務分掌とが乖離している。	各プロジェクトでの研究員及び事務担当者の役割分担と責任について合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、各段階の関係者の職務権限を周知徹底する。
-----	---------------------	--	--

3) 関係者の意識向上

2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する関係者の意識の低下。 ・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各プロジェクト・ミーティングにて、具体的な不正事例、不正による影響、組合におけるルール・告発等窓口・相談窓口等を説明し、研究費等の適正な管理について、意識の浸透及び知識の定着を図る。 ・研究費の適正な管理について、意識の浸透を図るため、競争的資金等の運営・管理にかかわる全ての研究員等に対して誓約書を提出させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究員等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を目指すとともに、自らのどのような行動が不正行為に当たるのか十分に理解させる。 ・関係ルールを遵守する旨の誓約書等の提出を求めることなど、職員の意識の改善を図る。
-----	---	--	--

4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

2-4	通報窓口を設置しているが、認知度が低く、内部通報制度が十分に機能していない。	不正行為を行った場合には、関与した者の氏名や不正の内容が公表され、厳しい処分が科せられることをホームページ上で喚起する。	・通報窓口について周知徹底を図り、内部通報制度を十分に機能させる。
-----	--	--	-----------------------------------

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	不正防止計画の具体的行動
3-1	不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	不正使用事案の点検から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に追加する。	競争的資金等の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提のもとで、不正を誘発する要因を除去し、防止効果のあるような環境、体制を整備する。
3-2	過去に業者等との取引で問題が生じている。	研究員と取引業者の間に事務局が介在して実態的なチェックを行う。	全物品等の発注は研究者から事務局に申請し、事務局が注文手続きを行うとともに、請求書の送付は、事務局に業者から直接送付してもらう。特に、過去に問題があった業者への注文はその注文内容について妥当性等を確認する。
3-3	同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りがある。	取引先や取引の頻度など個々の調達状況について、月別項目別一覧表を作成し、特定の業者や特定の時期に偏った調達などの異常と思われる取引を把握するよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との癒着を疑われる行動や取引は行わないこと。 ・競争的資金の執行状況について常に把握すること。 ・複数の業者から見積書を取得するなどして比較検討すること。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	不正防止計画の具体的行動
4-1	予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・特に執行率の悪いチームに対してはヒアリングを行い、研究計画の見直し等の指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行を把握し研究員に早期の執行を促すとともに執行計画の確認を行う。 ・定期的に執行状況を把握し、早期執行を啓発するとともに必要に応じて指導・助言を行う。
4-2	取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	一定の取引実績（回数、金額等）がある業者に対しては、組合におけるリスク要因・実効性を考慮した上で誓約書等の提出を求める。	・年間取引総額が500万円以上で、年間取引回数が5回以上の業者には誓約書の提出を求める。

			<ul style="list-style-type: none"> 不正な取引を行った業者については、「競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づき取引停止等の措置を講ずることを取引業者に周知することにより、注意喚起を行う。
4-3	旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> 研究員等が行う出張について、財源にかかわらず、出張先、出張目的、出張期間等を記載した出張申請書を事前に提出させ、事務局の出張許可を得てから出張する。 出張後は速やかに出張報告書及び学会参加証等のエビデンスの提出を義務化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出張報告書は、出張期間が複数日の場合は、一日単位で詳しく記載させる。 学会参加については、聴講した講演についてその概要と本人の研究にどのように役立つかを記載させる。 航空機を使用する場合は、航空券の半券を提出させる。
4-4	研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	物品等の購入は研究者から事務局に申請し、事務局が注文手続きを行うこととし、事務局にて注文内容の確認を行う。	事務部門による注文内容確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。
4-5	研究者等の勤務状況確認等の雇用管理が適正に行われていない。	研究者等の勤務状況等の雇用管理は、事務局が実施し、出勤簿等により勤務内容等の確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が、定期的に面談や勤務条件の説明、出勤簿、勤務内容の確認を行う。 出勤簿は、現場責任者が確認し、事務局の担当部長が事実確認を行う。
4-6	特殊な役務（データベース・プログラム開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収方法が曖昧である。	<ul style="list-style-type: none"> 有形の成果物がある場合には成果物により検収を行い、成果物がない場合は作業報告書或いは完了報告書等の履行が確認できる書類を作成させて検収を行う。 また、必要に応じて事務局が抽出によるチェックを行う。 成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 有形の成果物がある場合には、成果物或いは作業報告書等を事務局が確認する。 成果物がない機器の保守・点検などの場合は、業者に保守点検実施報告書等を提出させ、事務局にて内容確認を行う。
4-7	パソコン等の換金性の高い物品について、適切に管理されていない。	<ul style="list-style-type: none"> パソコン等換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるように記録し適切に管理する。 取得価額が10万円以上の機器については、管理部にて資産登録を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局にて、所有者、使用プロジェクト、購入日、管理担当者等を記載した資産管理ラベルを発行し、機器本体に貼付する。 資産化された機器については、毎年棚卸しを行い、所在を確認する。

5. 情報発信・共有化の推進

区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	不正防止計画の具体的行動
5-1	通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	ホームページに掲載するとともに、プロジェクト・ミーティング等において、通報窓口及び相談窓口について、周知徹底を図る。	プロジェクト・ミーティング等により、組合の不正防止に対する考え方、及び通報者の保護や通報窓口及び相談窓口について周知徹底を図る。
5-2	組合の不正防止に対する考え方や方針が明らかにされておらず、社内外への説明が不十分である。	組合の不正防止に対する考え方及び規則等をホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行う。	組合の不正防止に対する考え方、使用ルール、規則等を分かりやすく体系化したもの等を、ホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行う。

6. モニタリングの充実

区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	不正防止計画の具体的行動
6-1	不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	<ul style="list-style-type: none"> 不正使用の防止を推進するため、競争的資金等の配分機関から実地検査を受ける。 競争的資金等以外も含めた組合全般の予算執行状況について定期的に監事監査を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 配分機関の実地検査は、中間検査及び確定検査の年2回受検する。 監事監査は、毎年5月に前年度予算執行分について監査を受ける。